

公益財団法人群馬県建設技術センター建設相談事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人群馬県建設技術センター（以下「センター」という。）が実施する建設相談事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設事業

県内の市町村が公共事業として施工する土木工事及び建築工事をいう。

(2) 建設相談事業

建設事業の計画又は実施に関する県内の市町村からの相談に関し、助言を行う事業をいう。（以下「相談事業」という。）

(相談室の設置)

第3条 相談事業を実施するため、工務第一係に建設事業相談室を設置する。

2 建設事業相談室は、工務第一係長・工務第二係長及び企画研修係長並びに建築係長で構成し、工務第一係長が室長を務める。

(業務の範囲)

第4条 相談事業の範囲は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 建設事業の計画段階における執行及び技術に関すること。
- (2) 建設事業の計画又は、実施における技術的調査に関すること。
- (3) 建設事業の調査設計等の委託成果品の審査に関すること。
- (4) 建設事業の工事施工における監理及び検査等に関すること。
- (5) その他、センターで助言・指導可能な事項に関すること。

(相談事業の申し込み)

第5条 相談事業の実施に当たっては、事前に建設相談事業申込書（別紙様式第1号）を提出させるものとする。

2 緊急を要する場合その他の理由で、事前に建設相談事業申込書が提出されなかったときは、相談事業開始後速やかに提出させるものとする。

(相談事業実施の場所)

第6条 相談事業はセンター事務所内実施するものとする。

2 現地確認等を要する場合又は緊急を要する場合で特に必要があると認めるときは、現地若しくはセンターが指定した場所で行うことができるものとする。

(相談事業の実施期間)

第7条 相談事業の実施は、あらかじめ協議のうえ随時行うものとする。

(相談事業の処理調書)

第8条 相談事業を実施したときは、建設相談事業処理調書（GK-308-01）を作成するものとする。

但し、軽易なものについては、相談事業処理調書を省略できるものとする。

(費用)

第9条 相談事業の実施に関する費用は、原則として無料とする。

2 相談事業の実施に当たり、特別な経費を要する場合等にあつては、市町村と協議のうえ実費その他の費用を請求することができるものとする。

付則

この要領は平成24年4月1日から施行する。